

資料2

7 八 推 参 第 309 号
令和7年(2025年)5月29日



八王子市男女共同参画推進審議会会長 殿

八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市男女共同参画推進審議会への諮問について

八王子市男女共同参画推進条例第13条第2項に基づき、以下の事項について諮問します。

<諮問事項>

男女が共に生きるまち八王子プランに基づく男女共同参画の推進に向けた取組状況及び効果的な方策に関することについて

<諮問内容>

本市は、平成11年(1999年)に「男女共同参画都市」を宣言し、推進計画である「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、男女共同参画に関する総合的な取組を進めてきました。

令和5年(2023年)4月には「男女共同参画推進条例」を施行し、令和6年(2024年)4月からは新たに男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)(以下、「第4次プラン」という。)を策定し、令和13年度(2031年度)までを計画期間とし推進しております。

第4次プランに基づき本市の男女共同参画を推進していくため、本市における令和6年度(2024年度)での取組状況及び効果的な方策について意見を求めます。